

資料 5

総務大臣諮問第 3 0 9 号説明資料

総 郵 信 第 1 1 号

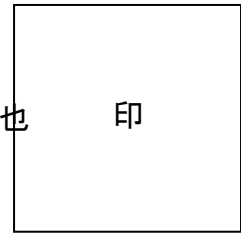
平成 2 0 年 2 月 2 9 日

郵 政 行 政 審 議 会

会 長 森 下 洋 一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也 印



諮 問 書

総務大臣諮問第309号

赤帽島根県軽自動車運送協同組合（代表理事 内藤 邦雄）ほか1者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、別添のとおり信書便約款の変更の認可申請があった。その概要は別紙1のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙2-1及び別紙2-2）のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合しているものと認められる。よって、同条第1項の規定に基づき認可することとしたい。

上記のことについて諮問する。

## 信書便約款の変更の認可申請の概要

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者	赤帽島根県軽自動車運送協同組合 (平成 17 年 3 月 1 日許可) 住 所：島根県出雲市 代表者：内藤 邦雄	(有)西原急便 (平成 19 年 2 月 22 日許可) 住 所：佐賀県吉野ヶ里町 代表者：西原 正雄
申請年月日	平成 20 年 1 月 30 日	平成 20 年 2 月 5 日
<b>1 引受けの条件</b>		
(1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品	○	○
(2) 大きさ及び重量の制限	○	○ (2号役務及び3号役務に係る大きさ等の制限を追加)
(3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装	○	○
(4) あて名は、送り状を外装に張付け又は信書便物の表面に記載	○ (信書便物の表面に記載する方法を追加)	○
(5) 引受けの場所	・営業所等	○
	・差出人指定の場所	○
	・あらかじめ差出人との間で定めた場所	○
(6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披	○	○
<b>2 配達の条件 (誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達)</b>	○	○
<b>3 転送及び還付の条件</b>		
転送は、届出から一年以内に限り速やかに転送 (転送範囲は提供区域内)	○	○
還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から還付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等	○	○
<b>4 送達日数</b>		
【1号役務及び3号役務】 ①配達予定日の記載がある場合：当該配達予定日 ②配達予定日の記載がない場合：最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日 (離島等の場合は相当の日数を経過した日)	○ (配達予定日の記載がない場合を追加)	○ (配達日時及び3号役務に係る送達日数について追加)
【2号役務】差出時から3時間以内	○	○
<b>5 料金の収受及び払戻しの方法</b>		
(1) 収受の方法	・引受時	○
	・配達時 (受取人払)	○
	・後払	○
	・前金払又は概算払	○
	・クレジットカード払い	—
(2) 払戻しの方法 ・差出人への持参等	○	○ (配達日時及び2号役務に係る遅延の場合の料金の払戻しを追加)
<b>6 送達責任の始期及び終期</b>		
(1) 始期	・差し出されたとき	○
(2) 終期	・受取人への引渡し (同居人、管理者等を含む)	○
	・郵便受箱等への投函	○
<b>7 損害賠償の条件</b>		
・自己/使用者の無過失を証明しない限り、損害賠償責任を負担	○	○
・天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責	○	○
・責任限度額を上限としてき損の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意/重過失により生じた場合には一切の損害を賠償	○ (配送伝票を発行しない場合の責任限度額の規定を追加)	○ (配達日時及び2号役務に係る遅延の場合の損害賠償について追加)
・損害に関する責任の時効 (その損害を知っていたときを除く) 受取後1年 (き損については、受取後14日以内に通知が必要)	○	○
<b>8 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定</b>	なし	なし

## 信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要 1

信書便約款の変更の認可申請のあった2者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、適当であると認められる。

項目	審査概要	適否
引受け	追加された引受けの条件（あて名の記載方法、大きさ及び重量の制限及び引受けの場所）が適正かつ明確に規定されている。 （変更する事業者 2者）	適
配達	従前と同様であり変更はない。	—
転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
送達日数	送達距離、追加された役務の種類等に応じた送達日数が明確に規定されている。 （変更する事業者 2者）	適
料金收受	追加された役務等に係る遅延の場合の料金の払戻し方法が明確に定められ、かつ、利用者の利便に配慮している。 （変更する事業者 1者）	適
送達責任	従前と同様であり変更はない。	—
損害賠償	追加された損害賠償の条件（限度額・遅延賠償）が明確に定められ、消費者契約法第8条及び第9条に抵触しない。 （変更する事業者 2者）	適
その他	従前と同様であり変更はない。	—

## 信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要 2

### (項目別の概要)

信書便約款の変更の認可申請のあった2者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、適当であると認められる。

#### 1 引受けの条件

項目	審査概要	適否
差し出すことができない物	従前と同様であり変更はない。	—
大きさ及び重量の制限	追加された役務に応じて信書便物の大きさ及び重量の制限について追加されているが、各々具体的に定められており、適正かつ明確。 (変更する事業者 1者)	適
包装の方法	従前と同様であり変更はない。	—
あて名の記載方法	配送伝票を発行しない場合のあて名の記載方法が追加されているが、受取人の氏名、住所、信書便物であることを示す表示などを外装に表示するとしており、適正かつ明確。(変更する事業者 1者)	適
引受けの場所	引受けの場所について追加されているが、営業所又は差出人指定の場所が定められており、適正かつ明確。 (変更する事業者 1者)	適
申告請求等	従前と同様であり変更はない。	—

#### 2 配達の条件

審査概要	適否
従前と同様であり変更はない。	—

#### 3 転送及び還付の条件

項目	審査概要	適否
転送	従前と同様であり変更はない。	—
還付	従前と同様であり変更はない。	—

#### 4 送達日数

項目	審査概要	適否
1号、3号役務	送達距離、追加された役務等に応じて、送り状に記載した配達予定日、又は配達予定日の記載がない場合には最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日とするなど明確に規定されている。 (変更する事業者 2者)	適
2号役務	送達時から3時間以内と明確に規定されている。 (変更する事業者 1者)	適

#### 5 料金の收受及び払戻しの方法

審査概要	適否
追加された役務等に係る遅延の場合の料金の払戻し方法が明確に定められ、かつ、利用者の利便に配慮している。 (変更する事業者 1者)	適

6 送達責任の始期及び終期

項目	審査概要	適否
始期	従前と同様であり変更はない。	—
終期	従前と同様であり変更はない。	—

7 損害賠償の条件

審査概要	適否
配送伝票を発行しない場合の責任限度額、追加された役務等についての遅延賠償が明確に定められており、かつ、消費者契約法第8条及び第9条に抵触しない。 (変更する事業者 2者)	適

8 その他信書便約款の内容として必要な事項

審査概要	適否
従前と同様であり変更はない。	—

9 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

審査概要	適否
従前と同様であり変更はない。	—